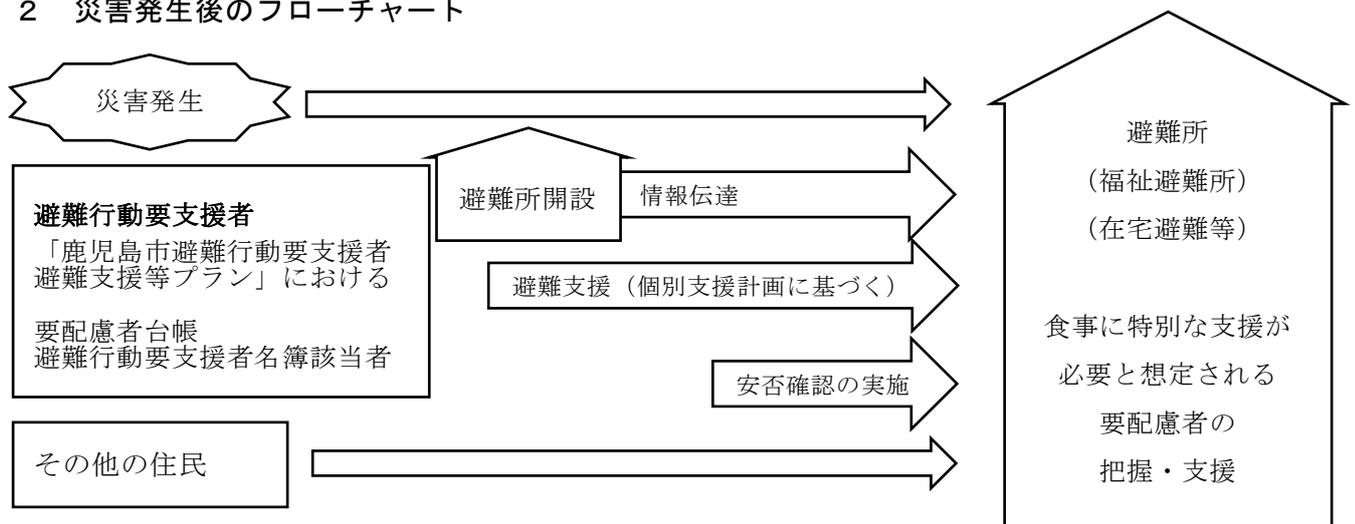


## 第6章 災害時の要配慮者支援

### 1 要配慮者支援と栄養・食生活支援活動

本市の地域防災計画における要配慮者は「高齢者や乳幼児、妊産婦、病弱者、心身に障害のある者、外国人、観光客・旅行者等」が想定されている。本章では、「避難行動要支援者」及び、食事に特別な支援が必要と想定される要配慮者について記載する。

### 2 災害発生後のフローチャート



### 3 鹿児島市における災害要配慮者の支援

#### (1) 地域における要配慮者対策

市は要配慮者を事前に把握するように努め、災害発生時は迅速・的確な行動がとれるよう努める。

#### (2) 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

社会福祉施設や病院等は入所者等が要配慮者である。市は、洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある要配慮者利用施設を把握し、施設管理者は、平時からの訓練や組織体制の整備に努める。

#### (3) 要配慮者の避難支援対策

要配慮者の避難支援等については、「鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン」に示されている。これに基づき、「要配慮者台帳」と「避難行動要支援者名簿」が作成されている。

#### ※避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で避難に際して支援が必要な者を指す。

名簿情報を提供することに同意した者は避難に関する個別支援計画に基づき、予め定めておいた手段で予め定めておいた場所へ誘導・搬送の支援を行う。

## ア 要配慮者台帳の対象

- (ア) 独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者
- (イ) 要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- (ウ) 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級又は2級に該当する障害を有する者
- (エ) 療育手帳の交付を受け、程度区分のうちA1、A2の判定を受けた者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- (カ) 難病の患者に対する医療等に関する法律の医療費助成認定を受けている難病患者
- (キ) 前各号に準じる状態にある者

## イ 避難行動要支援者名簿の対象

- (ア) 要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級又は2級に該当する障害を有する者  
ただし、心臓又はじん臓機能障害のみをもって該当する者は除く。
- (ウ) 療育手帳の交付を受け、程度区分のうちA1、A2の判定を受けた者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 本市の障害福祉サービスを受けている難病患者等
- (カ) 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めたもの

上記ア、イ以外の対象を把握する場合、主な情報として以下の活用が想定される。

- ・ 住民基本台帳：乳幼児、高齢者、外国人
- ・ 母子健康手帳交付台帳：妊産婦
- ・ 手帳交付台帳：障がい者

## 4 被災後の避難生活支援

避難所や在宅において避難生活が余儀なくされた場合、特別な支援が必要な要配慮者には栄養や食生活上の問題が生じる。避難行動要支援者を含む要配慮者に対し支援を行う。

## (1) 要配慮者の把握と支援の流れ

ア 各避難所の要配慮者の状況を把握し、支援が必要な要配慮者の選定を行う。

イ 各避難所に避難している要配慮者について、保健師等と連携し、地域福祉課又は避難所から情報を把握する。

## 【EMIS】

避難所情報に要配慮者情報が掲載されていないか把握する。

- ・ EMIS機関コード：8460000010
- ・ パスワード：4AWxcB7x

ウ 避難所で把握できていない場合は、避難所の受付時に把握してもらうよう地域福祉課を通して依頼する。

- エ 要配慮者への提供食の状況を把握し、必要な支援を行う。
- オ 上記エの支援により要配慮者に配慮した食事が提供できているか、関係機関と連携し確認をする。
- カ 備蓄食品や支援物資の中から、要配慮者に適した食品がないか確認する。
- キ 状況に応じ、栄養士会と連携し、特殊栄養食品ステーション（JDA-DAT）の設置を検討する。

## (2) 要配慮者への個別支援について

- ア 要配慮者への個別支援を行った結果を報告書に記載し、保健所（保健政策課）栄養士へ提出する。
- イ 支援結果はとりまとめ、健康福祉対策部保健所班（保健政策課）へ報告する。
- ウ 要配慮者への提供食が適切なエネルギー及び栄養量を確保できているのか把握するため、必要に応じ食事調査を実施する。

## (3) 対象別留意点について

### ア 乳幼児（母乳、粉ミルク、特殊ミルク、離乳食、幼児食）

避難所等で提供される食事の多くは、菓子パンなどの炭水化物が中心となりがちで必ずしも、乳幼児に適した食事が提供されるとは限らないため、発育状況に応じた食事とおやつの内容や回数を確認する。水分不足が脱水や便秘等の原因のひとつになるので、水分はしっかり与えて脱水症状に留意する。乳幼児は生活環境の変化を受けやすく、ストレスが食生活にも大きく影響を及ぼすことがあるので、環境づくりに配慮する。

### イ 妊産婦

被災地で配給される支援物資の中には、栄養バランスの偏ったものが食事として提供されることがあり、体重増加や妊産婦に必要な栄養素が不足することが想定される。

炭水化物が中心となりがちだが、ビタミン・ミネラルに配慮して、あらゆる食品を上手に組み合わせるよう配慮する。被災による身体的なストレスに加え、不安やショック、避難所での慣れない生活による精神的なストレスを感じる場合もある。このようなストレスが本人に加えて児にも大きな影響を与えることないように配慮する。

また、授乳中の産婦については、ストレスにより母乳が出にくくなるほか、安心して授乳できるスペースの確保など配慮する。

### ウ 摂食・嚥下困難者（高齢者・障がい者含む）

加齢により嚥む機能や飲み込む機能が低下し、十分な食事が摂取できずに低栄養状態

に陥らないように、口腔機能等に配慮し、個々の特性に応じた食事を提供する。

食べ物を飲み込む場合には唾液等の水分が必要になるが、加齢により唾液が減少すると、誤嚥を起こす恐れがある。飲み込む機能が低下している場合には、飲食物が飲み込みやすくなるよう、とろみを付けるなど配慮する。

特定の栄養素が不足する可能性がある場合には、保健機能食品等を利用する。

脱水に注意し、必要な水分・ミネラル（経口補水液等）をこまめに補うようにする。

特に、夏場は発汗により多くの水分が失われるので、水分摂取を呼びかける。

避難所でトイレを気にせず水分補給ができる環境づくりに配慮する。

#### エ 食物アレルギー疾患者

食物アレルギーは命に関わることもあるため、食物アレルギーをもつ住民の把握を早急に行う。子どもの場合、保護者がいない状況で、周囲の住民やボランティアが菓子類などをむやみに与えないよう、注意する。子どもの気持ちに十分配慮したうえで、何が食べられないのかを誰でもわかるように、目印をつけるなどの予防策をとる。

また、周囲の方々の疾患理解が乏しい場合、自分がアレルギーだと言い出せずにいる場合もあるため、積極的に声かけをする。

炊き出しの際は、アレルギー原因物質に配慮したメニューを検討し、使用している材料は表記するよう努める。容器包装された加工食品の食品表示で、アレルギーをもつ住民からの問い合わせには正確な情報を提供するよう努める。

#### オ 食事制限がある慢性疾患者（糖尿病、高血圧、腎疾患等）

疾患をもつ被災者が自己の身体と疾病に応じた食事療法を継続できるようサポートする。避難所のような集団生活にあっては、生活リズムが乱れ、必要な食事制限が実施されない場合もあるが、あくまで本人の疾病改善の意欲を高め、自立できるよう支援する。本人の他に、かかりつけ医又は医師に確認及び支持を受ける。

食事制限のある疾患をもつ被災者に対する相談は、頻度をもって巡回し、食欲、睡眠、疲労、排便等、食生活状況を確認するとともに、必要な食事療法が実施されているか確認する。

##### 食事制限等配慮が必要な疾患

（参考）大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（日本公衆衛生協会）

- 心疾患や高血圧症で食塩量の制限がある
- 糖尿病でエネルギー・多様な食品摂取等の制限がある
- 腎疾患や人工透析でたんぱく質量・カリウム・食塩量・水分等の制限がある
- ネフローゼで高エネルギー、たんぱく質量・食塩量等の制限がある
- 脂質異常症で脂質量の制限がある
- 肝疾患で高たんぱく質量・高エネルギー・高ビタミン、食塩量等の制限がある
- 高尿酸血症でプリン体量の制限がある
- 潰瘍性大腸炎やクローン病で低残渣・脂質量等の制限がある
- フェニルケトン尿症でフェニルアラニン量・たんぱく質量等の制限がある
- ウィルソン病で銅含有量食品の制限がある

## カ 経管栄養（胃瘻、鼻腔）

2011年の東日本大震災発災時、経腸栄養剤の不足が報告されている。早期に特殊栄養食品ステーション（JDA-DAT）等と連携し、必要な栄養剤を入手する。

入手が困難な場合、常食（非常食）をミキサーにかけ、水分・粘度を調整し、カテーテルチップで注入する方法が報告されている。

【参考】 <http://www.peg.or.jp/news/special/eiyouzai.html>

## キ 身体・知的・精神障がい者

周囲への遠慮から避難所より、在宅や車中泊で避難生活を送ることが予想される。

周囲の人に障害の特徴や対応について説明し、理解を求めるとともに、知的障害や発達障害に対してはわかりやすい、短い言葉、文字、絵で情報を伝える。

また、支援者が本人の側を離れられず、救援物資を受け取れない事態が予想されるため、個別に救援物資を届ける等の配慮が必要となる。

## ク 宗教等の理由で食べられない食品がある者

日本語以外の場合、食材の絵文字（ピクトグラム）を活用し、食べられないものを把握する。個別対応が可能か支援者へつなぐ。

【参考】 <http://www.jpvs.org/menu-info/index.html>

## ケ 外国人

国籍・地域・文化の違う外国人にとって、地域によっては地震等の経験がほとんど無いことに加え、災害に対する知識を学ぶ機会が少ないことから、災害発生時は、安全な行動ができないことが予想される。やさしい日本語や災害時多言語表示シートを活用し、必要な情報が得られるよう支援する。

【参考】 <http://dis.clair.or.jp/>

## コ 観光客・旅行者

土地勘のない旅行者にとって災害時の最新情報の入手困難やコミュニティに入れないことによる孤立が想定される。(カ)と同様、必要な情報が得られるよう支援する。

## (4) 平常時の普及啓発

災害時は物流機能の停滞により、特殊食品が手に入りにくくなることが想定される。過去には避難所で配られる食事が食べられない避難者がいたことも報告されている。平常時からの家庭内備蓄について、重要性を含め普及啓発を行う。

【参考】

[https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook/pdf/need\\_consideration\\_stockguide.pdf](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/guidebook/pdf/need_consideration_stockguide.pdf)